

5/15  
木



問  
題

(中) 憲法

3

憲法に関する「立憲主義」

書かれます。

という言葉をよく耳にします。弁護士の弘川欣絵さん（大野市出身）に解説してもらいつ。

「立憲主義」とは、

憲法が「國の権力を制限し、國民の自由を守るもの」とい

う考え方です。私たちの暮らしや幸せのため、誰かに権力を預けて税金を配分してもらったり、さ

めに、権力は常に濫用されたりする必要がありま

す。でも、権力は常に濫用され

れる危険があり、濫用されると、私たちの自由や権利が侵

約束していくことと國民が決めたルール。私たちは國の権力に対して憲法を守らせる側にいます。私たちが守らなければならぬ法律とはベクトルが違います。

「憲法には「誠」があるで

自由や権利を守る「不斷の努力」です（12条）。みんな

平和主義を示す憲法の前文に「平和を愛する諸國民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しよう」と決意した」とあります。愛の文字が入っています。私は同じ子育て中のお母さんではありません。選挙で政治家を選ぶどんは政治から遠いものに思われます。選挙で政治家を選ぶことは、法律をつくる人

の価値を具体化したり、人権を制限しない範囲でつくるものが必要がある。まずは憲法を知ってほしいですね。

「私たちは憲法を守りなさい」ともいのですか。社会を受け入れている私たちなります。憲法は、権力に対抗ですが、愛情を注ぐ子供たちは、個性の固まり。個人を



## 立憲主義

# 権力制限し自由守る

（闇毛手・西脇和宏）